

散居村地域における屋敷林(カイニョ)維持の経緯と課題 -富山県砺波市を中心に-

森林科学専攻 王 じんてつ

指導教員 古井戸宏通

1. 背景・目的・手法

散居村集落が成立し屋敷林が存在する砺波平野庄川扇状地において、1950 年代以降、燃料革命や人手不足により屋敷林の消失が進んでいる。小論は、砺波市(以下、「市」)における屋敷林の保全に向けた行政および市民の取組とその効果を分析し今後の課題を考察する。方法としては、a. 先行研究や議会資料・行政資料の精査、b. 地元の関係者 18 名への聞き取り調査、c. 東般若地区を対象とする一戸建て住宅全ての撮影と、Google street 画像(2014 年時点)との突合、の 3 点により行政施策の効果や減少要因を分析した。

2. 結果

(1) 砺波市屋敷林維持の取組みの経緯と現状

①保全黎明期(1983～97 年度)：市は、1983 年、砺波市立散村地域研究所を創設し、歴史学、民俗学などの視点から市民に情報発信する。1993 年の「花と緑まちづくり条例」制定が市の屋敷林保全施策の端緒となる。同条例を根拠に市は、指定された保存樹を有する世帯に対して、枝打ち及び間伐に要する費用の 50% (ただし上限 10 万円/戸) に対して交付金を支出した。1997 年に設立された市民団体「カイニョ倶楽部」は、屋敷林の現況把握や政策提言を行った。②保全施策展開期(1998～2014 年度)：1998 年度に農林水産省が開始した田園空間整備事業に、エコミュージアムの整備が含まれた。これを受けて富山県は 2002 年度から散居景観保全事業(以下、景観保全事業)を開始し、屋敷林の高木剪定を助成した。富山県と市が費用の 25%ずつを支出し、残りは所有者負担となる。20 万円/件という上限額と、予算総額の上限により申請しても助成対象とならない場合があり、中低木は助成の対象外であった。2014 年、市のまちづくり計画を契機に実施された散居景観モデル事業(以下、モデル事業)は、整備協定を締結する自治会単位で助成するもので、従来助成対象外であった中低木の剪定と落葉処理を対象とした。年間上限額が 1 万円/戸と僅少であり住居改築等の届出も必要なためか、協定締結は 2024 年時点で 10 自治会にとどまっている。両事業とも複列植樹の支援を欠くとともに、助成後に改築等で伐採しても罰則がない。③市民活動の展開期(2014 年度～)：住民団体の参加を促す市の「まちづくり協働事業」の枠組みに即して 2014 年に設立された「カイニョお手入れ支援隊」(以下、支援隊)は、屋敷林の手入れが困難な世帯に対し、樹木の伐採・剪定・回収を無料で代行している。2021 年に設立された(株)水と匠は、宿泊施設を含む収益的観光事業を担い、宿泊料の 2%を支援隊に還元する仕組みを構築した。2024 年 11 月からは、重要文化的景観への申請を試みている。④取組の効果：市の調査報告(2020)によると、こうした行政・市民の取組にかかわらず、市内の屋敷林の本数は、2003～2020 年にかけて約 1 万本減少した。スギを中心とする高木の減少が約 13,000 本と著しく、中低木は微増し、屋敷林の主要樹種でなかった「その他」樹種が 2,400 本増加した。市民は枝葉の野焼きの禁止(廃棄物処理法改正(2001 年))による処理費用の増嵩、強風時の不安等を訴えている。

(2) 屋敷林の減少要因 -東般若地区一戸建て全戸の 2 時点写真比較分析-

①全体的な状況：一戸建て計 318 戸のうち、146 軒は中低木のみ、110 軒に高木が存在し

ている。砺波平野では、南西からの季節風を防ぐために高木植栽が進んだとされる。実際、方位別にみると、高木は、屋敷の南面に 97 軒と元も多く、西面に 89 軒、東面に 35 軒、北面に 33 軒となっていた。2014 年との比較では、17 軒で高木が減少していた。この 17 軒のうち 16 軒は、南・西面のいずれかもしくは両面の屋敷林が消失したケースである。先行文献と聞き取り調査から、風倒や、それを恐れた伐採を原因として指摘しうる。2014 年からの 10 年間に新・増・改築を行っていたのは、11 軒であったが、うち高木の存在した 6 軒全てで、高木が消失し、かつ伝統的な家屋が新様式の家屋に転換されていた。すなわち建築様式の変化を伴う新・増・改築と屋敷林の減少に関係性が見られた。次に伝統的な複列植樹と、防風性に劣り風倒リスクの高い単列植樹の割合を見ると、2014 年では複列が 29 軒（28%）、単列が 73 軒（72%）であった。2024 年にかけて、複列が 3 軒減（9 ポイント減）、単列が 15 軒減（17 ポイント減）と、複列の方が単列よりも減少率が小さい。

②景観保全事業とモデル事業の導入効果：

同地区には、9 自治会があり、行政 2 事業の導入有無による 4 類型すべてがみられる。すなわち両事業導入(A)、景観保全事業のみ導入(B)、モデル事業のみ導入(C)、両事業とも不導入(D)の 4 類型である(表 1)。類型別の屋敷林樹木数変化をみると、高木所持率は全ての類型で約 35%減であった。

表-1. 東般若地区での行政2事業の導入有無と屋敷林樹木減少度合(2014年と2024年の比較)

		景観保全事業（高木が対象）	
		導入	不導入
(中・モ・デ低木事が業対象)	導入	【A】高木 : 47%→40% (▲7ポイント) 中低木: 91%→84% (▲7ポイント)	【C】高木 : 39%→37% (▲2ポイント) 中低木: 100%→90% (▲10ポイント)
	不導入	【B】高木 : 40%→32% (▲8ポイント) 中低木: 94%→91% (▲3ポイント)	【D】高木 : 48%→35% (▲13ポイント) 中低木: 100%→99% (▲1ポイント)

各類型の高木所持率の 2014～2024 年の変化をみると、A 類型は 47%（2014 年）から 40%（2024 年）へ 7 ポイント減、B 類型は 40%から 32%へ 8 ポイント減、C 類型は 39%から 37%へ 2 ポイント減、D 類型は 48%から 35%へ 13 ポイント減となっており、2 事業とも導入していない D 類型の高木減少率が最大である。一方、高木減少率が最も小さかった C 類型では、景観保全事業が導入されておらず、景観保全事業の効果を示す結果は得られなかった。中低木の変化とモデル事業についても明確な関係性は確認できなかった。

3. まとめと考察

市において行政と住民は、80 年代から屋敷林の維持に取り組んでいる。資金助成は花と緑まちづくり条例を端緒とし、景観保全事業とモデル事業が画期となり施策として本格化する。支援隊など地域住民の活動も活発になった。しかしその効果は限定的で屋敷林の本数は減少している。写真分析による結果(2.(2))からは、季節風を受けやすい南西面の減少が大きく、屋敷林の単列化により風倒被害が増大していることが示唆される。2 事業の主要な問題点として、1)高木と中低木の枝打ちの支援が強制力を欠き、かつ高木と中低木の支援金は不十分で予算に上限があるため住民の負担感を残していること、2)新・増・改築時の伐採規制や支援も不十分であること 3)両事業とも、防風性や風倒リスクの視点を欠いており、高木の複列植樹への支援が無く、かつ単列化した屋敷林にも支援がなされており、倒木被害や被害をおそれた伐採を加速していること、が挙げられる。

散居村の屋敷林の維持は、出雲市（出雲平野）や奥州市（胆沢平野）でも課題である。砺波市の屋敷林維持には、既存条例の実効性を高めるため、屋敷林の評価システムの導入や、重要文化的景観への認定による観光客の誘致やブランド化に加え、(株)水と匠のように、市民主導で観光収益を屋敷林保全活動に還元させる方策が重要であると考ええる。